

地方自治法第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の指定の一部改正（案）
地方自治法第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の指定（令和二年三月十六日議決）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項を次のように指定する。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 地方自治法第二百四十三条の二の八第八項の規定により、百万円以内の職員の賠償責任を免除すること。</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項を次のように指定する。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により、百万円以内の職員の賠償責任を免除すること。</p>

附 則

この指定は、令和六年四月一日から効力を生ずる。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。